

令和7年度小村寿太郎侯生誕170周年記念レシピコンテスト開催等業務仕様書

1 業務名

小村寿太郎侯生誕170周年記念レシピコンテスト開催等業務委託

2 業務の目的

小村寿太郎侯生誕170周年等記念事業において、レシピコンテスト開催等業務を実施することにより、小村寿太郎侯を顕彰するとともに、食を通して青少年が地域の歴史や文化等を学ぶ機会とし、さらに、地域の食文化の振興を図って本市の魅力を広く発信することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月24日（火）

4 業務委託の内容

（1）レシピコンテストの企画・募集・運営

- ・募集内容や応募方法、応募期間等に係る詳細を決定し、レシピの募集を行うこと。
- ・募集期間におけるレシピの応募受付及び問合せ対応を行い、応募作品の集約を行うこと。

（2）レシピコンテストの審査・表彰

- ・応募作品を審査して優秀作品を決定し、表彰を行うこと。
- ・優秀レシピの考案者に対する報償を行うこと。
- ・審査や表彰の内容や方法、審査委員等は、発注者と協議して決定すること。

（3）優秀レシピの青少年教育への活用

- ・優秀レシピを教材として青少年の学びの機会を提供すること。

（4）優秀レシピの将来的な展開の検討

- ・本市の新たな名物として商品化につながるような取組の提案をすること。
（ただし、本委託業務の中で商品化をするものではない）

（5）業務一連の広報

- ・レシピの募集から審査過程、コンテストの結果等、業務の一連を通して透明性を確保し、様々な手段で広報して、市民や参加者等の本業務に対する興味や関心を高めるとともに、市内外に本市の魅力を広く発信すること。

（6）その他

- ・業務の進行にあたり、必要に応じて発注者協議を行い、場合によって修正等の調整を行うこと。
- ・業務の進行にあたり、可能な限り、地元の青少年や事業者等、関係者・関係事業所との連携や活用を図ること。

5 提出物

受託者は、上記4の内容について報告書として取りまとめ、発注者に納品する。

(1) 実績報告書

(2) 電子データ一式 (DVD-R)

実績報告書、レシピデータ、広報や審査会等の写真や動画

(3) その他、市長が必要と判断した資料

6 業務遂行上の注意

(1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行すること。

(2) 受託者は、本業務を遂行する上で、食品衛生法をはじめ、関連する法令を遵守すること。

(3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は個人情報保護に関する法律及びその関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(4) 本事業におけるレシピ等成果品の所有権及び著作権は発注者に帰属するものとし、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

(5) 本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者と協議して承認を得ること。

(6) 委託業務に係るすべての経費は、委託費に含むものとする。

(7) 音楽や映像、画像等の使用については、肖像権の処理、著作権保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等の権利処理を済ませ、それに伴い発生する経費については、すべて委託金額内で実施すること。

(8) 本仕様書は公募型プロポーザル実施用のものであり、契約締結時は受託者との協議の内容をふまえ、修正することがある。

(9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について質疑が生じたときは、両者協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。